



公益財団法人砂原児童基金 校外教育スポーツ奨学金事業 令和5年度 奨学生募集

返済不要
給付型
奨学金

募集期間 | 令和4年11月1日(火)～令和4年12月15日(木)必着

今回より募集期間と募集対象が変更になっていますので、ご注意ください！

募集対象は
中学生と
高校生です

校外教育スポーツ奨学金事業とは

養育者や本人の熱意があるにも関わらず、経済的な理由等で学校外教育(学習塾やスポーツ教室等)を十分に受けることができない香川県下の中学生から高校生までの子ども達に対する助成事業として、学校外教育に掛かる費用(月謝、教材費等)を当財団から学習塾等のサービス提供者に支払う返還義務の無い奨学金事業を行います。

対象者

対象者は次の要件全てを満たす者とします。

(1)香川県内の中学校、高等学校に在学している児童生徒で、養育者や本人の熱意があるにも関わらず、校外教育スポーツ活動への支出が困難であると当財団が認めた者。

(2)児童生徒が属する世帯全員の前年の収入・所得を合計した金額が世帯収入基準額(右表)以下であること。

(3)他の給付型奨学金を受給していない者。

※ 貸与型奨学金や、国、県、市町が行っている給付型奨学金との併用は可能です。

(4)まだ有償の校外教育スポーツ活動を何も行っていない者、又は現在1つだけ行っている校外教育スポーツ活動の継続が困難となった者。

世帯収入基準額表

世帯人数	給与収入の場合 (世帯収入合計)	自営業等所得の場合 (世帯所得合計)
2人	3,200,000円	2,800,000円
3人	3,850,000円	3,250,000円
4人	4,300,000円	3,700,000円
5人	4,750,000円	4,150,000円
6人	5,200,000円	4,600,000円
7人以上	1人増すごとに45万円加算	



校外教育スポーツの種類

(1)学科学習:塾・予備校など

(2)体験活動:キャンプ・野外活動・社会体験など

(3)スポーツ:空手教室・柔道教室・剣道教室・サッカー教室など

(4)習い事:習字・そろばん教室など

※ 通信教育、自宅でのeラーニングなどに利用はできません。※ 政治・宗教教育、その他当財団が不適当と定めた教育サービスには利用できません。

定員及び奨学金提供額

合計50人以内

中学1, 2年生及び高校1, 2年生:1人月額15,000円上限

中学3年生及び高校3年生:1人月額20,000円上限

